主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人高野宗平の上告理由について。

原判決が引用する第一審判決理由の1に挙示する証拠によれば右理由の1に記載する事実認定をなすに十分である。所論は原審の証拠の取捨、事実認定を非難するにすぎないもので上告適法の理由とならない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

기	垂	裁判長裁判官
	島	裁判官
村	河	裁判官
切	石	裁判官